

【諮問第106号】

15川公審第11号
平成15年7月18日

川崎市長 阿部孝夫様

川崎市公文書公開審査会
会長 安富 潔

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成12年10月30日付け12川健生第755号をもって川崎市長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

(1) 実施機関川崎市長が拒否処分を行った公文書のうち、次の公文書の一部ないし全部を公開すべきである。

ア 墓地等経営許可申請書添付文書の「墓地等経営の理由を記載した書面」は、宗教法人 代表役員（以下「代表役員」という）の印影を除いた部分を公開すべきである。

イ 「委任状」は、委任者の代表役員の印影及び受任者に関する表示を除いた部分を公開すべきである。

ウ 「土地譲渡確認書」は、申出者の印影を除いた部分を公開すべきである。

エ 「（ ）宗制宗規」のうち宗制については、代表役員の印影を除いた部分を公開すべきである。

オ 「本山任命書（住職）」は、 管長、大本山 貫首及び代表役員の印影を除いた部分を公開すべきである。

カ 「公告」は、代表役員の印影を除いた部分を公開すべきである。

キ 「申請地50メートル以内対象者の同意の可否」のうち「隣接する土地及び建物の所有者又は管理者の一覧表」の全部、「申請地50メートル以内の人家等の所有者又は管理者の一覧表」の表題部、川崎市 「19 - 16〔公園〕」、「19 - 8、 - 9、 - 10、 - 11〔工場〕」、「25 - 19〔県立高等学校〕」及び「24 - 1〔事務所〕」の所有者又は管理者に関する部分並びに「平成12年6月9日現在」の部分公開すべきである。

ク 「同意書・捺印のない同意書についての経過報告書・近隣同意取得に関する報告書・連絡が取れない住民への対応に関する経過報告書・誓約書」のうち「捺印のない同意書についての経過報告書」及び「誓約書」は、代表役員の印影を除いた部分を公開すべきである。

(2) その他の公文書を非公開とした実施機関川崎市長の処分は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成12年10月2日付けで、旧川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「 の土地に が墓地を作るに当たっての関係書類一式」の閲覧及び写しの交付請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、平成12年10月6日付けで、本件請求対象公文書のうち、墓地等経営許可についての申請伺い書、許可証交付依頼伺い書、許可証、進達書、調査復命書及び登記簿謄本については全部承諾処分を、許可台帳、求積図、公図写し及び周辺図中の住所、氏名等の個人生活事項並びに墓地等経営許可申請書、設計図、規則変更認証書及び宗教法人規則中の個人生活事項及び代表者印等の法人内部事項を除いた部分については一部承諾処分を、その他の対象公文書については個人生活事項及び法人内部事項等条例第7条第1項第1号及び第2号に該当するものとして拒否処分を行った。

異議申立人は、平成12年10月16日付けで、上記処分のうち拒否処分について、その取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第106号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成12年10月16日付け異議申立書によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

公益事業の運営は、その公益性故に公開されることが大原則であり、宗教法人もその範囲内であって、墓地の事業計画、資金計画等すべての文書が公開されるべきである。

4 実施機関の主張要旨

平成12年11月24日付け処分理由説明書及び平成14年12月10日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

本件請求対象公文書のうち本件拒否処分の対象公文書については、次の理由にそれぞれ該当することから本件拒否処分を行ったものである。

(1) 条例第7条第1項第2号の規定に該当するもの

ア 墓地等経営許可申請書添付文書の「墓地等経営の理由を記載した書面」の内容は、宗教法人の責任役員会議で決定された墓地の事業計画（経営方針）としての内部情報であり、宗教活動上の秘密に関するものである。同添付文書の「公告」の内容は、宗教法人の檀信徒のみに対して墓地の事業計画（経営方針）を知らしめるもので、相互の利益の確保に関する内部情報である。また、同添付文書の「責任役員会議議事録」の内容は、宗教法人の宗教活動の一環である墓地の事業計画（経営方針）についての意思決定機関の記録であり、宗教活動上の秘密に関するものである。したがって、専ら法人の内部に関する情報である。

イ 「委任状」及び「土地譲渡確認書」の内容は、専ら法人相互間の契約に基づく内部情報で、相互の信頼関係に基づくものである。

ウ 「（ ）宗制宗規」の内容は、この宗教法人の包括団体の決まりであって、宗教法人の活動上の秘密に関するものである。

エ 「本山任命書（住職）」の内容は、本山と末寺との間の宗教法人における契約・人事に関するものである。

オ 「資金計画書（年度別資金計画書）」、「資金計画における用地費の変更に
関する経緯報告書」、「融資証明書」、「残高証明書」、「預金残高証明書」
及び「見積書」の内容は、宗教法人の資産内容及び信用力、法人相互間の契約
等に基づく経理・経営に関するものである。

したがって、アからオまでに掲げるこれらの情報を公開することは、いずれもこの宗教法人の活動利益を害することとなるものである。

(2) 条例第7条第1項第1号該当のもの

「墓地需要者名簿」の内容は、思想、信条等に関する情報としての個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得るものとして記録されているものであり、また、公開されることを前提としているものではない。

(3) 条例第7条第1項第1号及び第2号該当のもの

「申請地50メートル以内対象者の同意の可否」、「同意書・捺印のない同意書についての経過報告書・近隣同意取得に関する報告書・連絡が取れない住民への対応に関する経過報告書・誓約書」及び「説明会議事録」の内容は、思想、信条等に関する情報としての個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得るものとして記録されている。また、専ら対象者としての法人の内部に関する情報についても記録されており、これを公開することは、法人の活動利益を害することとなるものである。

5 審査会の判断

(1) 各公文書に顕出されている代表役員の印影は、公開することにより当該法人の活動利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1項第2号に該当する。したがって、各公文書が公開すべきであっても、代表役員の印影部分は非公開とすべきである。

(2) 以下、各公文書について判断する。

ア 墓地経営許可申請書添付文書の「墓地等経営の理由を記載した書面」について

実施機関は、上記公文書の内容が、宗教法人の責任役員会議で決定された墓地の事業計画（経営方針）としての内部情報であり、宗教活動上の秘密に関するものであるから、公開することにより法人の活動利益を害することが明らかな情報である旨主張する。

墓地等経営の理由として、宗教法人の宗教活動上の秘密に関するものが含まれる可能性はある。しかし、当該公文書には、宗教活動上の秘密に関するものが記載されているとはいえず、公開しても、宗教法人の活動利益を害するおそれがあるとはいえないため、代表役員の印影を除き公開すべきである。

イ 「委任状」について

実施機関は、上記公文書の内容は、専ら法人相互間の契約に基づく内部情報で、相互の信頼関係に基づくものであり、公開することにより法人の活動利益を害することが明らかな情報である旨主張する。

たしかに受任者に関する表示は、委任者及び受任者の活動上の内容に関する情報であり、公開することにより委任者及び受任者の活動利益を害することが明らかであるため、条例第7条第1項第2号により、非公開とすべきである。

しかし、その他の事項は公開しても、法人の活動利益を害するおそれはないため、委任者の代表役員の印影及び受任者に関する表示を除き公開すべきである。

ウ 「土地譲渡確認書」について

実施機関は、上記公文書の内容は、専ら法人相互間の契約に基づく内部情報で、相互の信頼関係に基づくものであり、公開することにより法人の活動利益を害することが明らかな情報である旨主張する。

土地の譲渡に関しては譲渡人・譲受人の取引に関する情報といえるが、川崎市においては、墓地等を新設する場合、申請地は原則として申請人の所有する土地であることが要求されており、もし申請人の所有地でなければ、所有者との間で、原則として許可後1か月以内に所有権を譲り受けることを合意していることが必要であるとの指導がなされていた。したがって、当該法人が当該土地の所有者から許可後1ヶ月以内に当該土地を譲り受けるものであることは当然想定されているため、当該公文書を公開しても、譲渡人・譲受人の活動利益を害するおそれはない。ただし、申出者の印影は、公開することにより申出者である法人の活動利益を害することが明らかであるため、条例第7条第1項第2号により非公開とすべきである。したがって、当該公文書は、申出者の印影を除き公開すべきである。

エ 「 () 宗制宗規」について

実施機関は、上記公文書の内容は、この宗教法人の包括団体の決まりであって、宗教法人の活動上の秘密に関するものであり、公開することにより法人の活動利益を害することが明らかな情報である旨主張する。

宗教法人 () 「宗制」は、同法人の規則である。団体に法人格を与えるには、取引の安全等のため、法人として相応しい団体運営の規則が定められている必要がある。そのため宗教法人法(昭和26年法律第126号)第12条は、宗教法人の設立に当たり、一定の事項を記載した規則を作成し、これについて所轄庁の認証を受けなければならないと規定しているのである。

即ち、規則は法人内部を規律するためのものであるとともに、取引の相手方等第三者のためのものでもあり、公開しても法人の活動利益を害するおそれはない。したがって、「宗制」は代表役員の印影を除き公開すべきである。

なお、「宗制」の附則に記載されている代表役員及び責任役員の氏名は個人識別情報であるが、これらは昭和39年3月31日以前の役員であり、同日までは宗教法人登記簿には代表役員のみならず責任役員の住所・氏名も登記事項とされていたことから、代表役員及び責任役員の氏名も条例第7条第1項第1号アにより、公開すべきである。

同「宗規」は、法人の運営のために宗制を基本として、詳細を定めたものといえ、宗教法人の活動上の秘密に関するものであり、公開することにより法人の活動利益を害することが明らかであるといえ、条例第7条第1項第2号により非公開とした実施機関の判断は妥当である。

オ 「本山任命書(住職)」について

実施機関は、上記公文書の内容は、本山と末寺との間の宗教法人における契約・人事に関するものであり、公開することにより法人の活動利益を害することが明らかな情報である旨主張する。

管長の印影及び大本山 貫首の印影は、公開することにより、それぞれの法人の活動利益を害することが明らかであるといえる。

しかし、 () の一般の寺院においては、住職が代表権を有するものであり、住職に任命されたか否かは、取引の相手方等第三者にも関係のあ

るものであり、専ら法人の内部に関する情報とはいえ、また、代表権を有する者は当然に住職に任命されているはずであるから、当該公文書を公開しても当該法人の活動利益を害するおそれはない。したがって、「本山任命書(住職)」は、管長、大本山 貫首及び代表役員の印影を除き公開すべきである。

カ 「公告」について

実施機関は、上記公文書の内容は、宗教法人の檀信徒のみに対して墓地の事業計画(経営方針)を知らしめるもので、相互の利益の確保に関する内部情報であるため、公開することにより法人の活動利益を害することが明らかな情報である旨主張する。

しかし、当該公文書の内容は、墓地の事業計画の決定及びその所在を知らせるだけのものにすぎず、公開することにより法人の活動利益を害するおそれはないため、代表役員の印影を除き公開すべきである。

キ 「責任役員会議議事録」について

上記公文書の内容は、宗教法人の宗教活動の一環である墓地の事業計画(経営方針)についての意思決定機関の記録であり、専ら法人の内部に関する情報であるため、公開することにより法人の活動利益を害することが明らかであるから、条例第7条第1項第2号により、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

ク 「資金計画書(年度別資金計画書)」、「資金計画における用地費の変更に
関する経緯報告書」、「融資証明書」、「残高証明書」、「預金残高証明書」
及び「見積書」について

上記公文書の内容は、法人の資産内容、信用力、取引先の関係及び経理に関する情報であり、公開することにより法人の活動利益を害することが明らかであるため、条例第7条第1項第2号により、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

ケ 「墓地需要者名簿」について

上記公文書の内容は、思想、信条等に関する情報としての個人生活事項について、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第1項第1号により、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

コ 「申請地50メートル以内対象者の同意の可否」について

実施機関は、上記公文書は、個人の意思に関する情報であり、個人識別情報であるか、あるいは法人の内部情報であって、公開することにより法人の活動利益を害することが明らかな情報であると主張する。

しかし、上記公文書のうち「隣接する土地及び建物の所有者又は管理者の一覧表」の全部、「申請地50メートル以内の人家等の所有者又は管理者の一覧表」の表題部、川崎市 の「19-16[公園]」、「19-8、-9、-10、-11[工場]」、「25-19[県立高等学校]」及び「24-1[事務所]」の所有者又は管理者に関する部分並びに「平成12年6月9日現在」の部分、明細地図、不動産登記簿謄本、商業登記簿謄本等により明らかであり、公開することによ

り法人の活動利益を害するおそれはないため、公開すべきである。

その余については、個人の意思に関する情報であり、個人識別情報であるか、あるいは法人の内部情報であって、公開することにより法人の活動利益を害することが明らかであるため、条例第7条第1項第1号及び第2号により、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

サ 「同意書・捺印のない同意書についての経過報告書・近隣同意取得に関する報告書・連絡が取れない住民の対応に関する経過報告書・誓約書」について

上記公文書のうち「近隣同意取得に関する報告書」は、旧川崎市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和47年川崎市規則第44号）により提出が必要とされている書類ではないが、行政指導により提出されたものであることから、行政文書として公開すべきものとも考えられる。しかし、当該公文書の内容は、個人生活事項であり、特定の個人が識別される情報であるか、あるいは法人の内部情報であって公開することにより法人の活動利益を害することが明らかであるため、条例第7条第1項第1号及び第2号により、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

「捺印のない同意書についての経過報告書」の内容について、実施機関は、個人生活事項であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると主張する。しかし、当該公文書の内容からは特定の個人が識別され、又は識別され得る可能性はないため、代表役員の印影を除き公開すべきである。

「誓約書」について、実施機関は、法人の内部情報であって法人の活動利益を害するおそれがあると主張する。しかし、法人の内部情報とはいえ、当該公文書の内容は、通常予想される情報であり、公開しても法人の活動利益を害するおそれがあるとは認められない。したがって、代表役員の印影を除き公開すべきである。

その他の公文書は、個人生活事項であり、特定の個人が識別される情報であるか、あるいは法人の内部情報であり、公開することにより法人の活動利益を害することが明らかであるため、条例第7条第1項第1号及び第2号により、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

シ 「説明会議事録」について

上記公文書の内容は、法人の事業に関する情報であって、公開することにより当該法人の活動利益を害することが明らかであるか、個人生活事項であり、特定の個人が識別される情報であるから、条例第7条第1項第1号及び第2号により、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委	員	小	林	美智子
委	員	鈴	木	庸夫
委	員	高	岡	香
委	員	三	浦	俊介
委	員	安	富	潔